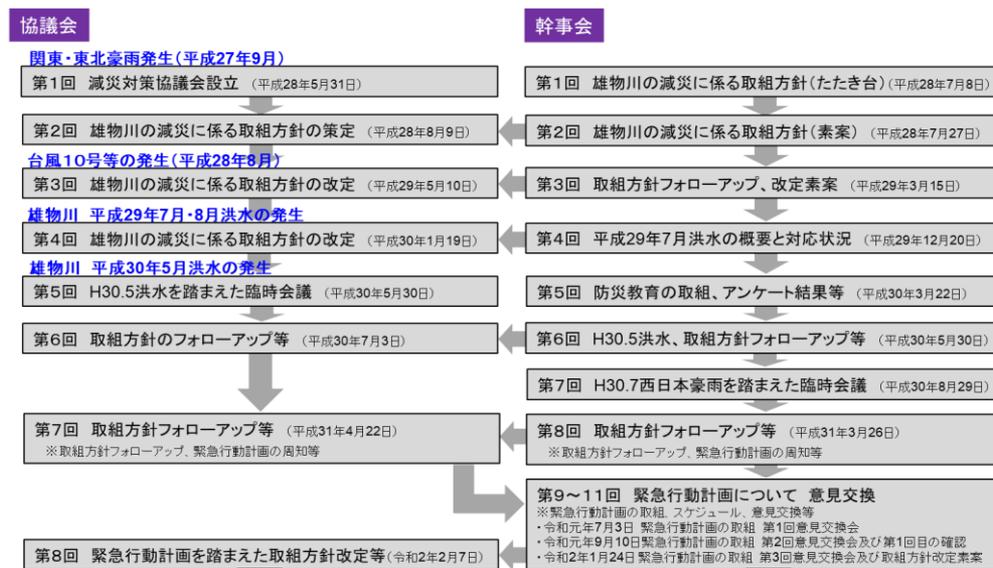


取組方針については、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容として取り組んできたところである。

平成28年度に概ね5年で実施する取組について策定し改定を行ってきたところであるが、本年度は策定から概ね5年が経過する最終年度にあたることから、今般見直しを実施し新たな取組方針について令和2年度内に策定を行う。



第9回 取組方針のフォローアップ等(令和2年7月20日)

第12回 取組方針フォローアップ等(令和2年7月14日)

第10回 雄物川の減災に係る取組方針の改定等(令和3年3月)

第13~14回 雄物川の減災に係る取組方針改定等

# 雄物川の減災に係る取組方針について

## 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 雄物川の減災に係る取組方針



昭和62年8月洪水 成瀬川左岸における水防活動

令和2年2月7日

### 雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会

秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村、  
秋田県、秋田地方気象台、東北電力(株)、国土交通省東北地方整備局

- 平成28年8月9日策定
- 平成29年5月10日改訂
- 平成30年1月19日改訂
- 令和2年2月7日改訂